

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和8年 8月 1日現在＞

1 支援事業者（法人）の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	社会福祉法人 春生会
代 表 者 名	若月 剛治
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住所) 春日井市神屋町1310 (電話) 0568-88-6688 (FAX) 0568-88-6685

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事 業 所 名	あさひが丘介護センター
所在地・連絡先	(住所) 春日井市庄名町字松原918-1 (電話) 0568-29-9977 (FAX) 0568-29-9031
事 業 所 番 号	2372500138
管理者の氏名	三浦 渉

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数(人)	職 務 の 内 容 (兼務状況)
		常勤(人)	非常勤(人)		
管 理 者	1	1	0		事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
介護支援専門員	3	2	0		指定居宅介護支援の提供にあたる

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	①春日井市全域 ②小牧市の以下の地域（大草、大草一色、大草洞上、大草北、大草東、大草南、大草西、大草中、大草藤助、大草太良、大草七重、光ヶ丘、城山、桃ヶ丘、高根、篠岡、古雅、野口違井那、野口友ヶ根、野口高畑、野口柿花、野口島ノ田、野口中田、野口惣門、野口定道、大山、野口、林野原、林新外、林南、林中、林、林北、林西、池之内、池之内赤堀、池之内道木、本庄、小松寺） ③ 名古屋市の以下の地域（守山区：上志段味、中志段味、下志段味、吉根） 以上
------------	---

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

営業日	営業時間
平日	8:30～17:30

※電話等により、24時間常時連絡が可能となっております。

営業しない日	土曜日・日曜日・12月29日～1月3日
--------	---------------------

3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

(1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

※複数の指定居宅サービス事業者等の中から利用者又はその家族がサービスの選択が可能。また、サービス事業所の選定理由について介護支援専門員に対して求めることが可能です。

※必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画の作成をします。

(2) 要介護等認定の申請代行

(3) 給付管理業

4 費用

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。但し、介護保険料の滞納等がある場合についてはこの限りでなく、別添に示す介護報酬の告示上の額を全額自己負担にてお支払いいただきます。

(2) 交通費

2の(3)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。

① 事業の通常の実施地域を越えた地点からおおむね15km未満 1,000円

② 事業の通常の実施地域を越えた地点からおおむね15km以上、20km未満
1,500円

5 事業者の特色等

(1) 事業の目的 社会福祉法人春生会が開設するあさひが丘介護センター（以下『事業者』という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下『事業』という）の適正な運営を図るために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(2) 運営方針

① 事業者の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

② 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な福祉サービス及び保険医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

③ 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように行う。

- ④ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- ⑤ 高齢者虐待防止の推進
 - ・利用者の人権擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（担当者の配置、委員会の開催、指針整備、研修の実施）を講じる。
 - ・事業者における相談窓口を設置し、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できる事とする。
- ⑥ 事業者は利用者またはその家族に対し求めに応じて、事業者で作成された前 6 月間の居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の割合や同一事業者によって提供されたものが占める割合の説明を行います。
- ⑦ 身体拘束原則禁止について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の（１）～（３）の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲で身体拘束を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状態、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、5 年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

 - （１） 切迫性・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
 - （２） 非代替性・・・身体的拘束等以外に、代替する方法がない場合。
 - （３） 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体拘束等を解く場合。

6 事故発生時の対応

- （１） 事業者は、利用者に対する居宅介護支援事業の提供によって事故が発生した場合及び事業者の作成したケアプランにより提供を受けたサービスによって事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- （２） 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

7 医療機関との連携

- （１） 利用者が医療系サービスを希望されている場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を頂き、主治の医師等に対しケアプランを交付いたします。
- （２） 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況及びモニタリング等の際にケアマネジャーが把握した利用者の状況等について、情報提供が必要と判断した場合は、ケアマネジャーから主治の医師、歯科医師、薬剤師等に必要な情報伝達を行います。

- (3) 病院又は診療所に入院する必要がある場合は、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。
- (4) 利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師などと情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行う場合があります。

8 サービス内容に関する苦情等相談窓口

事業者お客様相談窓口	ご利用時間 8：30～17：30 ご利用方法 電話 0568-29-9977 担当者名 三浦 渉
------------	--

＊他に下記の保険者に申し立てることができます。

春日井市健康福祉部介護・高齢福祉課 電話：0568-85-6921

営業日：月曜日～金曜日（祝祭日及び12月29日～1月3日を除く）

営業時間：8時30分～17時15分

小牧市福祉部介護保険課

電話：0568-76-1197

国保連合会介護保険課

電話：052-971-4165

名古屋市健康福祉局介護保険課

電話：052-972-2591

名古屋市守山区役所福祉課介護保険係

電話：052-796-4557

9 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は_____ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡をいたします。

10 第三者評価実施状況

事業者は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

私は、本書面に基づいてあさひが丘介護センターの介護支援専門員(9に記載する者)から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名 _____ 印

代理人（選任した場合）

住所

氏名 _____ 印

【重要事項説明書別添利用料金表】

令和 8 年 6 月 1 日現在

1. 介護支援利用料は要介護度に応じ介護サービスの提供開始以降 1 ヶ月あたり以下の利用料金となります。

〔基本単位に 6 級地の地域加算（10.42 円）を乗じたものを表示しています。〕

居宅介護支援費（Ⅰ）	基本料金 / 単位
要介護 1・2	11,316 円/1,086 単位
要介護 3・4・5	14,702 円/1,411 単位

以下の場合には加算料金を頂きます。

算定項目	加算料金 / 単位
特定事業所加算（Ⅰ）	5,407 円/519 単位
特定事業所加算（Ⅱ）	4,386 円/421 単位
特定事業所加算（Ⅲ）	3,365 円/323 単位
特定事業所加算（A）	1,187 円/114 単位
特定事業所医療介護連携加算	1,302 円/125 単位
初回加算	3,126 円/300 単位
入院時連携加算（Ⅰ）	2,605 円/250 単位
入院時連携加算（Ⅱ）	2,084 円/200 単位
退院・退所加算	6,252 円～9,378 円/600～900 単位
通院時情報連携加算	521 円/50 単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084 円/200 単位
ターミナルケアマネジメント加算	4,168 円/400 単位

※居宅介護支援費に対し、2.1%の処遇改善加算を頂きます。

2. 法定代理受領により当社の居宅介護支援及び加算料金に対して介護保険給付で支払われる場合、利用者の自己負担はございません。
3. 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業所に支払われない場合があります。その場合はいったん上記の金額を負担していただき、サービス提供証明書を発行いたします。
サービス提供証明書を後日、市役所（保険者）の窓口に出しますと差額の払い戻しを受けることができます。
4. 介護保険改正による利用料の変更がある際は重要事項説明書[別添利用料金表]にて変更の説明をいたします。